

真相究明の

基本資料！

病者の人権問題資料集成[2]

全十巻・別冊

A4判・B5判／上製／総約四〇〇〇ページ

● 摂定価一本体二四〇、〇〇〇円十税

● 編・解説——藤野 豊(日本近現代史研究者)

〔編集復刻版〕

近現代日本

ハンセン病問題

資料集成

戦後編

戦後、隔離政策は継続・強化された――

戦後民主主義下、ハンセン病隔離政策の実態と  
国家と国民に向けて療養所入所者が、  
何をどう求めたのかを明らかにする、

資料群一、六〇〇余点の集大成！

不二出版

近現代日本  
ハンセン病問題  
資料集成

# 隔離政策の真相を究明するためには

藤野 豊

日本近現代史研究者

一九〇〇一年五月二一日、熊本地裁は、ハンセン病患者・元患者への強制隔離・強制断種・強制労働、果ては患者や患者が産んだ嬰児を虐殺してきた国家の犯罪を厳しく批判する判決を下した。あれから二年が経過する。しかし、いまだに「隔離は日本だけではない」「隔離により救われた患者もいる」などという声が跡を絶つことはない。本資料集成は、そうした隔離正当化論を完膚なきまでに撃破するものと自負している。

昨年、戦前編を刊行したが、このたび刊行する戦後編は、まさに二年前の判決を故意に忘れさせようとする国家とその追随者に対する私の挑戦状である。歴史学は理論をもてあそぶ學問ではない。安全な場に身を置いて、國家を批評する遊戯でもない。過去の分析をとおして、「公共の福祉」の名のもとに少数者の人権と生命を冒瀆しつづける国家とたたかい、少数者の「いのち」を守り抜く学問、それこそが歴史学ではないか。少なくとも、私はその思いで本資料集成を編纂し、非力ながら、私に与えられたすべての研究能力をこの資料集成に注ぎ込んだ。

どうか、このなかに記されたひとつひとつの事実を直視され、ハンセン病患者・元患者への隔離政策の真相を究明し、さらに「患者の人権」を確立するための指針としていただきたい。

内容見本(第五卷 竜田寮児童通学問題Ⅰ より)

之、司会者 松本氏

3、発言

イ、男(近松氏)

「医学的立場からも法的立場によつてなされてゐるので、公然と反対することは自分達の面目上出来ないし、理論的に対抗できない。通学に對し、反対層の態度は次の三つに分析される。

(1)有識・有産階級

裁定が医学的・法的・人道的根拠によつてなされてゐるので、公然と反対側の声は何も聞いていないと云う。これは吾々金も力もない反対者に比べて、宮崎園長は極めて運動し易い立場にある。つまり吾々が納めた血税によって、東京に何度も出張し、自動車によつて関係者を送り迎えし或いは御馳走する等、更に殆ど連日新関社・放送局等を訪問している。(ど

(2)下層労働者階級

これらは政治的・経済的に無力な立場上、從来から万季に控え目でありこの場合も成り行き任せで裁定に盲従し、殊更に表立つて反対運動に参加しない。

(3)右以外の中堅層

(本日集まつた)吾々つまり積極的反対者がこれである。

関係当局に云わせば、通学費成側はこれまで二十数回も陳情しているが反対側の声は何も聞いていないと云う。これは吾々金も力もない反対者に比べて、宮崎園長は極めて運動し易い立場にある。つまり吾々が納めた血

税によって、東京に何度も出張し、自動車によつて関係者を送り迎えし或いは御馳走する等、更に殆ど連日新関社・放送局等を訪問している。(ど

(3)この内裏か知らぬが、報道されるのは吾々に不利なことばかりである。

この宮崎園長の精力的な運動には敵ならぬが、このように威力を持て相手に対抗する唯一の手段は、先日P.T.A.総会で決議された「通学実施の際はP.T.A.解散」という以外にない。本日はこのことを再確認して、これから市教委並びに市長に陳情・申入れをするので協力して欲しい。その前

二、黒髪校に於ける状況

1、参加者 概数 二五〇名 (内訳、指導者格の男一〇名、其他の男約一〇

名、他の大多数は家庭の主婦)

「ライ未発病児童の黒髪校入学反対町民大会」概要

一、期日 昭和二十九年三月十五日

二、経過 午后〇時四〇分 黒髪校にて開会

「一時四〇分 右の会合を終る

「二時二〇分 市内デモ行進(アラカーデ五本・小旗等)

「二時二〇分 市教育委員会事務局に到り関係者に「通学反対」申入れ

「三時 右の申入れを終り市方へ向う

「四時 市長に面会へ一〇分間、代表者のみ) 主要行事を終り、今後の対策を図る

三、黒髪校に於ける状況

1、参加者 概数 二五〇名 (内訳、指導者格の男一〇名、其他の男約一〇

名、他の大多数は家庭の主婦)

近現代日本ハンセン病闘争年表

一八七三年 A・ハンセン、癲菌を発見

一八七五年 漢方医・後藤昌文、初のハンセン病専門病院を開設

一八八九年 漢方医・後藤昌文、静岡に神山復生病院開院

一八九七年 第二回ハンセン病国際会議。感染症であると確認

ハンセン病療養所及び入所者は民主主義からも隔離され、いたといわざるを得ない。戦後こそ「無らい県運動」が積極的におこなわれ、絶対隔離が強行され、多くの患者の人权が踏みにじられ続けたからである。

小社では「戦前編」の刊行に次いで、敗戦から「癲予防法」改正運動を経て一九六四年頃までのハンセン病患者をめぐる運動と政策を資料の編集復刻によって跡づける。

この「戦後編」では、敗戦直後に大きな問題として発覚した草津の栗生楽泉園・重監房の廃止運動から始まり、特効薬プロミンの獲得運動に続く、自治会運動の活発化を示す資料を最初に収録する。

統いて戦前の「癲予防法」を強化し患者管理を主眼とした「癲予防法改正」に反対し、患者福祉を目的とした法律の制定をめぐらして各療養所自治会の連合体「全癲患協」を核に展開された一九五三年の運動を跡づける。

一方、国や地方自治体の「無らい県運動」は戦後においてより強力に推進され、園側の患者管理・支配の発想も変わることなく、繰り返し留置所・刑務所・監禁室の設置をめぐつて入所者とのせめぎ合いが続いた。

この「無らい県運動」と「癲予防法」改正運動の敗北が一般の人々に与えた影響は大きく、親がハンセン病者であるという理由で地元の学校に通えないという「竜田寮児童通学問題」を引き起こした。また司法・警察の側も「藤本事件」という冤罪事件を生み出すほどに差別觀が支配的だった。

「癲予防法」改正運動後も、患者労働をやめさせ、社会の差別に抗議する運動は続く。また米軍統治下にあって、

より過酷な状況を強いられた奄美・沖縄の資料も収録。

最終巻には国会でのハンセン病をめぐる議事録を集めた。

世界でもまれな二〇世紀末まで強行された隔離政策及びそれが生み出した様々な形の人権抑圧の実態を明らかにするために、「近現代日本ハンセン病問題資料集成 戦後編」をここに編集復刻するものである。-----不二出版

・長島事件。入所者が強制労働拒否、自治会結成要求

一九三八年 栗生樂泉園(群馬)内に監禁施設「特別病室」設置

一九一六年 予防法改定。療養所長に入所者の懲戒検束権

一九三〇年 岡山に初の国立療養所・長島愛生園開園

一九三一年 予防法改定。全患者が絶対隔離の対象に

一九三六年 無癲県運動の本格化

・長島事件。入所者が強制労働拒否、自治会結成要求

一九三八年 栗生樂泉園(群馬)内に監禁施設「特別病室」設置

一九四〇年 国民優生法成立。遺伝性病者への断種が合法化

・第一回日本癲学会で小笠原登の隔離不必要説が、

ハンセン病は対象外だが、実際は断種が継続

一九四一年 公立療養所の國立移管

・第一回日本癲学会で小笠原登の隔離不必要説が、

ハンセン病は対象外だが、実際は断種が継続

一九四三年 プロミンの有効性報告される

・第一回日本癲学会で小笠原登の隔離不必要説が、

ハンセン病は対象外だが、実際は断種が継続

一九四五年 戦後。翌年、患者にも選挙権

・第一回日本癲学会で小笠原登の隔離不必要説が、

ハンセン病は対象外だが、実際は断種が継続

一九四七年 この頃からプロミンが国内で使用され始める

・第一回日本癲学会で小笠原登の隔離不必要説が、

ハンセン病は対象外だが、実際は断種が継続

一九五一年 全国の患者の自治組織「全癲患協」設立

・三人の園長により隔離必要との国会証言

・藤本事件

一九五一年 「救ひ事業」団体藤楓協会設立

一九五三年 「らい予防法」改定

一九五四年 竜田寮児童通学拒否事件

一九五五年 社会復帰開始

一九五八年 邑久長島大橋架設

一九六六年 らい予防法廃止

一九八八年 ハンセン病国家賠償請求訴訟始まる

二〇〇一年 熊本地裁判決

## 差別が生む冤罪

石川一雄

狹山事件冤罪被害者

藤本事件の膨大な資料に目を通し切れていないまで、目を赤く怒りの涙の中で「執行」の二字に愕然とした。私は三二年間拘禁生活を余儀なくされてきた関係上、また、それ以前は世間知らずもあつて、藤本さんとのことは存じませんでした。国民の皆様に知っていただきご理解してもらいたいことは、冤罪の温床である代用監獄を廃止し、その法制化を急がれることであります。もちろん、それでも万全とはいえないまでも、

一人の人間の命は地球より重いという人権重視の観点で取り組んでいただきたいと願うものであります。

たぶん本復刻版読者の皆様は、私の狭山事件の成り立ちと、私が陥った深い罠の周到な謀略の様子を解つていただけている方もおられるかもしれません。藤本さんが挨拶の中で述べている「義務教育は小二で中退」と同様、私自身が振り返ってみて、何もしらないといふいわゆる「無学」であつたことがいかに自分を窮地に追いやったか、私も小五も満足に行けなかつただけに、よけい無念に思われてなりません。

一つの犯罪が成立するためには、日本の法律においては証拠第一主義であることが今でこそ解っているとは申せ、その証拠を得るいわゆる証拠固めのために警察が払う努力が、一つの犯罪において、一人の犯人を作り上げ、解決という名目のために、その容疑者の「白」を確かめる前に「黒」のための要素を探し求めるように使われていることを本復刻の機会を通して皆様に知つていただきたいと思います。

私は自分が騙されていたことに気付いて以来、特に

警察に対して抱いていた不信心、怒りは彼らの持つている思い上がりと、特権意識に対しても、自分たちの当事者として、二度とこのようなことがあつてはならない、との思いで私の狭山事件を闘っています。真実は一つであり、私は絶対に負けません。今後も冤罪が晴れるまで、共に闘いましょう。

(いしかわ・かずお)

## らい予防法を下敷きにした

川田悦子

衆議院議員・東京H-I-V訴訟原告団副代表

「エイズ予防法」

一九八七年、厚生省はH-I-V感染者を取り締まる人権侵害の法案を打ち出してきた。法案はらい予防法を下敷きにして作られたものであった。そこで私は元ハンセン病患者に話を聞きに多磨全生園を訪ねたが、社会から隔離された空間が存在している事実に衝撃を受け、言葉を失った。

厚生省は新しい感染症・エイズに対しても、ハンセン病と同様に社会的に抹殺しようとした。厚生省は患者を助けるために全力を尽くすのではなく、患者を見殺しにしようとしていた。私は厚生省に対して激しい憤りを感じ、エイズ予防法反対運動の先頭に立つた。結果、人権侵害の強い条項は削られたが、まやかしの修正案が提案され、法律は成立了。

その後、私は息子・龍平とともに薬害エイズ裁判に加わった。裁判は激しい差別ゆえに異例の匿名で行われた。裁判は激しい差別ゆえに異例の匿名で行われた。



一九五三年、多磨全生園。

「癪予防法改正」問題で座り込みの抗議行動

さまざまな差別の根っこは同じである。過去の差別の構造を学ぶことは重要である。真相究明の基本資料が若い人たちに読まれることを切に願っている。

一方、国会では、精神病患者たちはその後、国賠訴訟を行った。元ハンセン病患者たちはその後、国賠訴訟を行った。結果、熊本地裁は、国会の不作為責任をも断罪するという画期的な判決を出した。しかし、新憲法下のもとで実際に長い間、らい予防法が廃止されずにきたその真相は明らかにされなかつた。

一方、国会では、精神病患者たちはその後、国賠訴訟を行つた。元ハンセン病患者たちはその後、国賠訴訟を行つた。結果、熊本地裁は、国会の不作為責任をも断罪するという画期的な判決を出した。しかし、新憲法下のもとで実際に長い間、らい予防法が廃止されずにきたその真相は明らかにされなかつた。

結果、熊本地裁は、国会の不作為責任をも断罪するという画期的な判決を出した。しかし、新憲法下のもとで実際に長い間、らい予防法が廃止されずにきたその真相は明らかにされなかつた。

元ハンセン病患者たちはその後、国賠訴訟を行つた。一九九六年、厚生大臣は原告に謝り、和解が成立した。そしてその後、大臣はらい予防法を廃止した。

今回の復刻では、大きく分けて次のようなテーマに沿つて編集をおこなつた。

●重監房廃止・プロミン獲得運動と自治会の新生(第1巻)

戦前、絶対隔離の「癪予防法」にのつとつて草津の栗生樂泉園に重監房が作られた。冬季マイナス十数度になる極寒の地での五重扉の重監房では、園の方針に逆らつた者、飢えから盗みをはたらいた者、その家族までもが収監されたが、少なくとも二名の獄死が確認されている。この重監房は「特別病室」こそ全国の療養所入所者たちの恐怖の的であり、園長の権限を絶対のものにした。日本のホロコーストともいわれるこのひごい患者殺害が、一九四七年国会でも問題となつて、ついに重監房は撤去される。

つづいて戦争中から開発されながらなかなか患者の手に届かなかつた特効薬・プロミンを獲得する運動が自治会を中心で展開される。そもそも自治会は戦前から存在していた。軽症患者が重症患者を介護し、炊事・洗濯・掃除のほとんどすべてをおこなつており、園の患者管理は患者自身の労働なくしては成り立たなかつたからである。しかし戦後はこの自治会こそがさまざまな試練を経て患者の要求を汲み取り、患者の権力を守るためにたたかいの先頭に立ち、民族問題・地域問題・患者労働問題に対して自ら力をつけて解決にあたつていく。

●「癪予防法」改正問題(第2・3巻)

一九五一年秋、東京・岡山・熊本の三療養所の園長が国会であくまで隔離が必要であると発言、各療養所で大きな抗議運動が起こる。自治会の全国組織「全癪患協」の設立直後のことである。そして療養所長による入所者への懲戒検束をなくすこと、患者の家族にまでなされる強制検診をやめることなど患者・入所者への人権を配慮した保護法的性格を持つ法律への改正を主眼に「改正」運動が展開する。にもかかわらず患

者管理の徹底と医学的根拠のないハンセン病への偏見を助長する「らい予防法」が政府から提出され、酷暑の中、ハンガーストライキ、国会までのデモ行進までおこなつて全国の園を成立してしまつのである。

●戦後無らい県運動(第4巻)

患者が見つかつたら生活の場から引き離し、住んでいた家には真っ白になるまで消毒薬を散布し、入所すれば別名を与えて、二度と家族のもとに帰さない——という強制隔離政策は、戦前だけの話ではない。むしろ「無らい県運動」は戦後においてもたちの一般小学校入学をめぐる「竜田寮児童通学問題」を生み出した。この事件は熊本の菊池恵楓園に入所している患者の子どもたちが、地元の黒髪小学校に通おうとしたところ、

「癪予防法」改正運動で入所者が敗北したことは、日本に住むひとびとのハンセン病に対する「癪はこわいもの、不治のもの、うつるもの」という偏見を決定的にした。それが入所者の子どもたちの一般小学校入学をめぐる「竜田寮児童通学問題」を生み出した。この事件は熊本の菊池恵楓園に入所している患者の子どもたちが、地元の黒髪小学校に通おうとしたところ、

●国會議事録(第10巻)

ハンセン病療養所の問題は、敗戦後、日本国憲法のもとで開かれた第一回国会から、栗生樂泉園での重監房の問題として取り上げられた。隔離絶対を主張した「三園長発言」(一九五一年参議院)、新「らい予防法」の成立(一九五三年)、竜田寮児童通学問題や藤本事件のほか、光田健輔・長島愛生園長の衆議院議事録行政監察特別委員会(一九五一年)での朝鮮人の「不正入出国」についての証言など、国会での議事録を一挙に収録。

\*件数が膨大なため約四分の一のみを抄録した

生活保護に関する件(多磨第九四号) 多磨全生園長／一九四七・四

貫徹委員との会合顛末報告書(栗生樂泉園患者生活擁護要求) 多磨全生園特別病室取容簿抜き書・自昭和十四年特別病室取容簿抜き書・

栗生樂泉園特別病室建築見取図(衆議院厚生委員会)／一九四七・九

栗生樂泉園患者生活擁護患者大会代表者／一九四七・九



全国々立療養所患者協議会支部長会議要項

全病患事務局／一九五二・五  
「三園長發言について」(惠患発第二十一号)

菊池支部長／一九五二・七  
「菊池支部事情報告に三園長發言抜萃について」(惠患発第二十一号)



多磨全生園

監房跡

プロミン獲得促進委員会運動日誌(一) 一九四八・一一

プロミンに関する請願書(プロミン獲得促進委員会委員長) 一九四九・一

プロミン獲得促進委員会運動日誌(一) 一九四九・二

全病協ニユース 全病協事務局／一九四九・三

政府・国会・社会の皆様へ

並に施設改善に関する陳情書(菊池支部) 一九四九・三

国立療養所菊池恵楓園患者の被服類及び生活必需品給与に関する請願書(菊池支部) 一九四九・六

十月八日舍長懇談会 一九四九・一〇

國立療養所菊池恵楓園の一千床拡張(菊池支部) 一九四九・一

実行委員との会談接渉速記録大要(菊池支部) 一九四九・一

生活保護法による扶助金増額支給について(栗発第一二三号) 一九四九・一

生活保護法による扶助金増額支給について(栗発第一二三号) 一九四九・一

栗生樂泉園患者生活擁護貫徹(栗生樂泉園) 一九四八・三

栗生樂泉園患者に対し生活扶助金支給実施概史(栗生樂泉園) 一九四八・三

栗生樂泉園患者生活擁護法による生活扶助金に関する件(栗生樂泉園) 一九四八・一

栗生樂泉園患者生活擁護法の制定並療養生活の安定と向上を図る為の共同陳情書提出に就いて(栗生樂泉園) 一九四八・一

国立療養所星塙敬愛園入園者代表(星塙敬愛園) 一九四八・一

福岡軍政部よりの勧告に就いて(福岡軍政部) 一九四八・六

厚医九庶発第二二三号) 厚生省医務局九州出張所長／一九四八・九

九州地区軍政部公衆衛生課長の患者自治会に関する件(厚医九庶発第三八号) 一九四八・一

誰れにもプロミンを(厚医九庶発第一号) 一九四八・一

プロミン獲得促進委員会委員長／一九四八・一

マ司令部への嘆願書(マ司令部) 一九四八・一

プロミン獲得促進委員会委員長／一九四八・一

本省提出の「癪予防法案」には絶対反対(本省提出の「癪予防法案」に対する意見書(改正法の骨子)) 一九五二・一

全国立病院所患者協議会／一九五二・五

癪予防法改正促進委員会委員長／一九五二・一

五百床増床並に施設整備に関する請願書(五百床増床並に施設整備に関する請願書) 一九五二・一

ハニゼン氏病法(草案)(社会党案) 一九五二・一

予防法改正問題の現況に就て(事務局発第六二〇号) 一九五二・一

全国癪患者陳情運動に就て(全国癪患者陳情運動) 一九五二・一

癪治療の現況に就いて(癪治療) 一九五二・一

癪患者保護法の制定並療養生活の安定と向上を図る為の共同陳情書提出に就いて(癪患者保護法の制定並療養生活の安定と向上を図る為の共同陳情書提出) 一九五二・一

立病院所星塙敬愛園入園者代表(星塙敬愛園) 一九五二・一

「らい予防法案」に対する各支部意見書の一覧(「らい予防法案」に対する各支部意見書の一覧) 一九五二・一

「らい予防法改正促進の為の行動(「らい予防法改正促進の為の行動) 一九五二・一

投書活動について皆様にお願い!(投書活動について皆様にお願い!) 一九五二・一

「らい予防法案」に対する修正案要綱(「らい予防法案」に対する修正案要綱) 一九五二・一



らい予防法改正に関する入園者の動静について  
〔星庶発第五〇九号〕 国立療養所星塚敬愛園長／一九五三・七

園長東京出張報告 一九五三・七

入園者その後の動静について〔第六報〕 恵発第一一〇号〕

國立療養所菊池恵楓園長／一九五三・七

一般職員に対する報告並に依頼 一九五三・七

入園者の作業拒否対策について〔回報〕

菊池恵楓園長／一九五三・七

第二次運動方針〔事務局発七八二号〕 一九五三・七

今後の経過について〔東発第四六八号〕

園立療養所東北新生園長／一九五三・七

東北新生園におけるライ予防法改正運動

その後の経過について〔東発第四六八号〕

園立療養所東北新生園長／一九五三・七

入園者の作業拒否対策について〔回報〕

菊池恵楓園長／一九五三・七

第二次国会陳情団派遣について〔事務局発第七八五号〕 支部報第五五号〕 全患協議長／一九五三・七

社会の方々への訴え ライ患者を守る会の結成を聞いて

栗生樂泉園患者の動向及び園内状勢について〔報告〕

栗発第二一五号〕 国立療養所栗生樂泉園長／一九五三・七

作業放棄全面解除について〔通知〕 栗発第二一三号〕

國立療養所栗生樂泉園長／一九五三・七

患者慰安作業拒否通告に関する件〔松秘第四十四の六号〕

國立療養所松丘保養園長／一九五三・七

白書らい〔発801号〕 全日本国立医療労働組合／一九五三・七

栗生樂泉園患者の動向及び園内状勢について〔報告〕

栗発第二一五号〕 国立療養所栗生樂泉園長／一九五三・七

作業放棄全面解除について〔通知〕 栗発第二一三号〕

國立療養所栗生樂泉園長／一九五三・七

患者慰安作業拒否通告に関する件〔松秘第四十四の六号〕

國立療養所松丘保養園長／一九五三・七

亀山全医労医療対策部長との懇談

〔事務局発第八〇三号〕 支部報第六五号〕 事務局長／一九五三・七

運動の現況について〔事務局発第八〇五号〕 支部報第六七号〕

全患協事務局長／一九五三・七

厚生大臣への質問資料〔発806号〕 〔亀山氏委託〕 一九五三・七

作業拒否実施 一九五三・八

示威行進その他に就いての届書

菊池恵楓園入園者者総代／一九五三・八

患者抗議大会開催について〔菊池恵楓園入園者者総代／一九五三・八〕

患者抗議大会開催について〔菊池恵楓園入園者者総代／一九五三・八〕

らい予防法の通過成立に際し職員の皆様におくる

全国々立療養所ハンゼン氏病患者協議会議長／一九五三・八

救療事業に就ての私の願 武井虎之助／一九四八・六

入園者作業心得 昭和二十四年六月改正 一九四九・六

家出入査方依頼について〔栗生樂泉園〕 園長／一九四九・六

嬢予防の採 大阪府衛生部予防課／一九四九・九

嬢患者送致について 福島県衛生部長／一九五〇・五

国から嬢を無くしませう 福島県衛生部／一九五〇・三

嬢の話 愛知県衛生部／一九五〇・三

入園者作業心得 昭和二十五年四月改／一九五〇・四

嬢患者送致について 福島県衛生部長／一九五〇・五

菊池恵楓園の一千床拡張に就て 宮崎松記／一九五〇・一〇

山梨県下に於ける嬢家族一家心中に關して

嬢を病む者、嬢の家族は何故自殺を計らなければならぬいか？ 全國々立療養所患者協議会議長／一九五一・一

入園者作業規定 邑久光明園／一九五一・八

国立療養所の嬢患者に関する資料 厚生省医務局国立療養所課／一九五一・二

救嬢運動の先駆者 三浦清一 発行＝福音春秋社／一九五二・六

岩手県下北巨摩郡多麻村に於ける全國々立療養所患者協議会議長／一九五一・一

嬢家族一家心中の実態調査報告 多磨全生麻務係・全嬢協事務局員／一九五一・二

多磨全生麻務係・全嬢協事務局員／一九五一・二

九州の嬢問題 国立療養所菊池恵楓園／一九五一・七

入所患者退所処分に就いて〔九医収第八の一五〇号〕 厚生省九州医務出張所長／一九五三・九

家族援護〔予防法第二十五条に就する政令公布に就て 事務局発第一五三七号〕 支部報第二二二号〕 全患協事務局長／一九五四・八

坐り込み陳情団引上げについて 〔事務局発第八三号〕 支部報第七六号〕 至急報 全患協事務局長／一九五三・八

われわれは光田園長の辞職を要求する

宮崎次官との会見について〔速記録より抄録〕

〔ライ患者の人権を守る会〕／一九五三・八

宮崎次官との会見について〔速記録より抄録〕

〔ライ患者の人権を守る会〕／一九五三・八



一九五三年、駿河療養所。〔強制検査反対〕 改正政府案に反対

〔強制検査反対〕 改正政府案に反対







近現代日本  
ハンセン病問題  
資料集成

[編集後刷版]

配本概要

- A 4判・B5判／上製／総約4000ページ  
●第一回配本＝1000年七月刊行 ISBN4-8350-5185-8  
●第二回配本＝1000年一〇月刊行 ISBN4-8350-5189-0  
●別冊——解説・総目次・索引(戦前編全八巻も含む)  
●推薦——石川一雄・川田悦子・研雄一・清水寛  
●別冊のみ分売可＝1000円+税 ISBN4-8350-5198-X

## 全十巻・別冊

A 4判・B5判／上製／総約4000ページ

●編・解説——藤野豊(日本近現代史研究者)

●推薦——石川一雄・川田悦子・研雄一・清水寛

●別冊のみ分売可＝1000円+税 ISBN4-8350-5198-X

配本概要

- 第一巻——重監房廃止・プロミン獲得運動と  
自治会の新生  
●第二巻——「癩予防法」改正問題Ⅰ  
●第三巻——「癩予防法」改正問題Ⅱ  
●第四巻——戦後無らい県運動  
●第五巻——竜田寮児童通学問題Ⅰ  
●第六巻——竜田寮児童通学問題Ⅱ  
●第七巻——癩刑務所・留置所設置問題／  
米軍占領下沖縄・奄美のハンセン病政策  
●第八巻——藤本事件  
●第九巻——生活改善・反差別運動  
●第十巻——国会議事録(これのみB5判)  
●別冊——解説・総目次・索引

- 第一回配本＝1000年七月刊行 ISBN4-8350-5185-8  
●第二回配本＝1000年一〇月刊行 ISBN4-8350-5189-0  
●別冊——解説・総目次・索引(戦前編全八巻も含む)  
●推薦——石川一雄・川田悦子・研雄一・清水寛  
●別冊のみ分売可＝1000円+税 ISBN4-8350-5198-X

- 第一巻——重監房廃止・プロミン獲得運動と  
自治会の新生  
●第二巻——「癩予防法」改正問題Ⅰ  
●第三巻——「癩予防法」改正問題Ⅱ  
●第四巻——戦後無らい県運動  
●第五巻——竜田寮児童通学問題Ⅰ  
●第六巻——竜田寮児童通学問題Ⅱ  
●第七巻——癩刑務所・留置所設置問題／  
米軍占領下沖縄・奄美のハンセン病政策  
●第八巻——藤本事件  
●第九巻——生活改善・反差別運動  
●第十巻——国会議事録(これのみB5判)  
●別冊——解説・総目次・索引

- 第一回配本＝1000年七月刊行 ISBN4-8350-5185-8  
●第二回配本＝1000年一〇月刊行 ISBN4-8350-5189-0  
●別冊——解説・総目次・索引(戦前編全八巻も含む)  
●推薦——石川一雄・川田悦子・研雄一・清水寛  
●別冊のみ分売可＝1000円+税 ISBN4-8350-5198-X

日本のハンセン病療養所(2003年2月現在)



表示価格は、全て税別。

1100年5月

- 第一回配本＝1000年七月刊行 ISBN4-8350-5185-8  
●第二回配本＝1000年一〇月刊行 ISBN4-8350-5189-0  
●別冊——解説・総目次・索引(戦前編全八巻も含む)  
●推薦——石川一雄・川田悦子・研雄一・清水寛  
●別冊のみ分売可＝1000円+税 ISBN4-8350-5198-X

- 第一回配本＝1000年七月刊行 ISBN4-8350-5185-8  
●第二回配本＝1000年一〇月刊行 ISBN4-8350-5189-0  
●別冊——解説・総目次・索引(戦前編全八巻も含む)  
●推薦——石川一雄・川田悦子・研雄一・清水寛  
●別冊のみ分売可＝1000円+税 ISBN4-8350-5198-X

- 第一回配本＝1000年七月刊行 ISBN4-8350-5185-8  
●第二回配本＝1000年一〇月刊行 ISBN4-8350-5189-0  
●別冊——解説・総目次・索引(戦前編全八巻も含む)  
●推薦——石川一雄・川田悦子・研雄一・清水寛  
●別冊のみ分売可＝1000円+税 ISBN4-8350-5198-X

- 第一回配本＝1000年七月刊行 ISBN4-8350-5185-8  
●第二回配本＝1000年一〇月刊行 ISBN4-8350-5189-0  
●別冊——解説・総目次・索引(戦前編全八巻も含む)  
●推薦——石川一雄・川田悦子・研雄一・清水寛  
●別冊のみ分売可＝1000円+税 ISBN4-8350-5198-X

- 第一回配本＝1000年七月刊行 ISBN4-8350-5185-8  
●第二回配本＝1000年一〇月刊行 ISBN4-8350-5189-0  
●別冊——解説・総目次・索引(戦前編全八巻も含む)  
●推薦——石川一雄・川田悦子・研雄一・清水寛  
●別冊のみ分売可＝1000円+税 ISBN4-8350-5198-X

不出版(株)  
〒113-0023 東京都文京区向丘1-2-12  
電話(03)3812-4433  
ファクシミリ(03)3812-4464  
振替00160-2294084